平成２３年（フ）第１３号
奈良県桜井市大字西之宮228番地の41
債務者　株式会社葵建設
代表者代表清算人　奥村　知子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後１時10分
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市松浦町121番地42
債務者　有限会社相楽組
代表者代表取締役　竹内　文男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３９号
静岡県富士市依田橋240番地の１
債務者　株式会社エー・アール・シー
代表者代表取締役　田中　裕二
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４０号
静岡県富士市依田橋240番地の１、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座７丁目17番12号
債務者　株式会社エー・アール・シーインターナショナル
代表者代表取締役　田中　裕二
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５７号
山形県天童市田鶴町４丁目12番11号
債務者　天童木材有限會社
代表者代表取締役　片桐　大介
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時40分
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９０号
神戸市長田区苅藻島町３丁目５番24号
債務者　木村木材有限会社
代表者代表取締役　木村　正明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　破産債権の届出期間　平成23年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市字小禄1205番地
債務者　合資会社那覇リネンサービス
代表者代表社員　赤嶺　清一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英男
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県西尾市東幡豆町政吉78番地
債務者　梅田設備こと　梅田　晃浩
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　破産債権の届出期間　平成23年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14番地ニューライフかわむらＡ101号
債務者　島城　政広
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年６月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９４号
岡山県井原市井原町687番地１
債務者　寺地　啓爾
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　演甫
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道日高郡新ひだか町三石本町295番地の１
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
神奈川県小田原市東町１丁目７番25号　湯川ハイツ202
債務者　萩原布美子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢300番地３
債務者　及川喜美夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部